

令和元年度3月補正予算編成方針

今回の補正予算は、次に掲げるものについて編成するものとする。

- (1) 歳入超過、歳入欠陥又は歳出の不用額が生じる見込みのあるもので、その額が300万円程度を超え、かつ、補正することが適当と判断されるもの
 - (2) 年度内に補正しなければ、予算執行上、支障を生じるもの
 - (3) 起債の決定見込みから起債限度額を補正する必要があるもの
 - (4) 年度内の完成が困難な事業について、繰越明許の予算措置が必要なもの
(県にあわせて繰越明許の予算措置を必要とするものを含む)
 - (5) 国の補正予算等に伴い、予算補正を必要とするもの
- 以上の5項目を基本に、真に予算編成を必要とするもの